平成２４年（フ）第１０９号
香川県丸亀市郡家町276番地13
債務者　笹本　佳世
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１１２号
香川県善通寺市木徳町1042番地１　アトレ木徳Ｂ棟102号
債務者　宮本智栄子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２７８号
長崎県長崎市東山手町９番５号　コーポ東山手102号
債務者　島内　克己
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
長崎県長崎市東町1919番地４　ヴィレスト椿102号室
債務者　中尾　総之
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
長崎県長崎市天神町３番４号
債務者　マスターピースこと　森永　則洋
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
長崎県長崎市江里町14番１号　エトワール江里町201、旧住所長崎県長崎市宝町５番21号
債務者　朝永　　進
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
大分市大字下郡280番地の23
債務者　田中　利幸
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１６号
大分市大字政所2331番地の１
債務者　古長　　浩
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町１丁目８－９　ハウスこうせい、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内春立62番地
債務者　中村　鉄男
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第６８５号
仙台市若林区若林４丁目４番14号　千代コーポ207
債務者　大友　信秋
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９６号
仙台市宮城野区栄１丁目11番38号
債務者　斉藤　智美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３３号
埼玉県白岡市西10丁目８番６　ガーデンハイツ白岡102、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田６丁目33番地11
債務者　佐々木勝三
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３４号
埼玉県白岡市西10丁目８番６　ガーデンハイツ白岡102、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田６丁目33番地11
債務者　佐々木美智子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
福島県伊達郡桑折町字新町21番地の１、従前の住所福島市宮代字宝田前12番地の57
債務者　本間　利広
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２１号
福島市瀬上町字一ノ坪10番地の２　ＳＥＩＺＡＮコーポラス302号、従前の住所福島市宮代字宝田前12番地の57
債務者　本間　道代
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４０８号
茨城県那珂市菅谷6189番地　コーポらん月７―102
債務者　大内　敏一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２７号
茨城県土浦市並木２丁目４番27号　リーヴル・ディマージュ203号
債務者　濱崎　　亮
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係